

火薬類を譲渡する場合の手続（法第17条）

○提出書類

- ① 火薬類譲渡許可申請書・・・様式No.22
- ② 火薬類貯蔵受諾証の写・・・様式No.23

（注）貯蔵受諾証がない場合には、譲り渡そうとする火薬類の種類及び数量を証する書面を添付すること。

- ③ 委任状（申請者が代理人である場合）・・・書式例No.1

○提出部数 1部

○提出先 産業労働部産業政策課産業資源班又は県土木（建築）事務所

○手数料 1,200円（納付済証を申請書左上の納付済証貼付欄に貼付してください。）

○ 手数料納付方法（令和8年10月以降）

- ・ 手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。
- ・ 手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書にある納付済証貼付欄に貼付してください。

（注1）納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

（注2）令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。